

【用語】 禁制—支配者が禁止事項を広く示した文書 祖母島—渋川市
祖母島 川島—渋川市川島 軍勢—武士の戦闘集団 甲乙人—誰と限
らず、すべての人 濫妨狼籍(藉)—荒々しい振舞い、他人に危害を加
えること 帰住—戦乱後の村へ帰ること 違犯—おきてを犯すこと
厳科—厳しい罰

【解説】 天正十年(一五八二)三月の武田氏の滅亡後、織田信長は武田
氏攻略で戦功のあった滝川一益に上野支配を命じた。一方、小田原の
北条氏は武蔵国鉢形城主(埼玉県寄居町)の北条氏邦を先鋒として上野
進出を企てた。しかし同年六月二日、本能寺の変で信長が死去すると
上野国内の情勢は大きく変化し、同十八日北条軍は上野支配をめぐつ
て上野・武蔵国境の神流川河原で滝川軍と対戦することになった。神
流川合戦では滝川・北条の両軍とも多数の犠牲者を出したが、最終的
には北条氏が勝利し、滝川軍は碓氷峠から伊勢国へ撤退した。合戦の
直後、北条氏は武蔵北西部から上野国内の村々に禁制を発している。

この文書は、六月二十二日北条氏が祖母島・川島両村に対して、武
士等による乱暴の禁止と、戦を避けて離村していた百姓に帰住を命じ
たものである。月日の上に北条氏の「虎朱印」(印文「禄寿応穩」)がおさ
れているが、奉者の安房守は鉢形城主の北条氏邦である。このような
禁制は、社寺や郷村が武士の乱暴を防ぐため、謝礼を出して発給して
もらう例が多かったといわれている。なお、この文書は渋川市指定の
重要文化財である。